

放課後児童クラブ おひさま 運営規程

(事業の目的)

第1条 渡部裕之（以下「事業者」という。）が開設する放課後児童クラブ おひさま（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号（以下「法」という。）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の放課後児童支援員又は補助員（以下「支援員等」という。）が、事業を利用している児童（以下「入会児童」という。）に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、入会児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに対し、家庭及び地域との連携の下発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

- 2 事業者は入会児童の人権に十分配慮すると共に、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うものとする。
- 3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、入会児童の保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、事業の運営内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 5 事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び入会児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けるものとする。
- 6 事業者は前5項のほか、児童福祉法及び郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第35号（以下「基準条例」という。））、その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：放課後児童クラブ おひさま
- (2) 所在地：郡山市富久山町久保田字久保田94番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員：1名以上で、事業者が別に職員名簿で定める数
放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって児童の育成支援にあたると共に、保護者や関係機関と連携して、児童にとって適切な養育環境が得られるよう支援する。
- (2) 補助員：1名以上で、事業者が別に職員名簿で定める数
補助員は放課後児童支援員と共に、同様の役割を担うよう努め、放課後児童支援員が行う育成支援を補助する。

(開所日及び閉所日)

第5条 事業所の開所日及び時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

月曜日から金曜日までとする。但し、次のアからウに定める日を除く。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日

(2) 開所時間

ア 小学校休業日：7時30分から19時00分まで

イ 休業日以外： 13時30分から19時00分まで

(支援の内容)

第7条 支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 児童の育成・指導

(2) おやつ等の飲食物の提供

(3) 各種行事の企画・実施

(4) 保護者対応

(5) 児童の安全・衛生・健康管理

(6) 学校・地域の関係機関等との連携

(支援の提供につき入会児童の保護者が支払うべき額)

第8条 支援を提供した場合の保護者が支払うべき額は、次のとおりとする。

(1) 入会金 10,000円

(2) 利用料 1～4年生 月額12,000円

5～6年生 月額11,000円

(3) 延長利用料 日額 500円

(4) おやつ代 月額 1,000円

(5) 賠償保険料 年額 1,800円

(6) その他 事業所で行う行事等における参加費等の実費相当額

(利用定員)

第9条 事業所の定員は17名とする。但し、可能な範囲内において定員を超えて利用させることができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、郡山市立行健小学校その他送迎可能な小学校の通学区域とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 事業の利用に当たっては、入会児童及びその保護者は以下の点に留意するものとする。

(1) 利用中に健康状態や心身の状況を把握し、病気や怪我などの場合には速やかに保護者に連絡をし、状況によっては利用を中止すること。

- (2) 小学校の授業休業日に欠席をする場合には、事業所に連絡すること。
- (3) 支援提供上、他の入会児童に迷惑となる行為等が見られた場合には、利用を中止させて頂く場合があること。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 支援員等は、事業の実施中に入会児童の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに入会児童の保護者又は主治医に連絡する等の措置を行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えるため、火災、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他、必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 事業所は、入会児童への虐待の早期発見に努め、虐待により福祉的介入が必要とされる場合については、事業者が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、こども家庭相談センター、児童相談所等の関係機関と連携して対応するものとする。

2 事業所は、支援提供中に支援員等又は入会児童の保護者等による虐待を受けたと思われる入会児童を発見した場合には、速やかにこれを事業者に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 支援員等は、業務上知り得た入会児童及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 支援員等であった者が、業務上知り得た入会児童及びその家族の秘密を漏らすことがないようにするため、支援員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所には、次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 支援日誌
- (2) 入会児童名簿
- (3) 出席簿
- (4) 備品台帳
- (5) 支援員等出勤簿
- (6) その他、必要な書類

2 事業所は、帳簿及び書類を当該事業の完了後 5 年間保存するものとする。

(会 員)

第 17 条 会員とは、事業所の運営方針に賛同し、利用規約等に同意した上で入会を申し込み、事業所が会員として承認した保護者及びその児童を言う。

2 会員は、事業所に自力来所が可能な方及び、当施設の提供する送迎サービス対象小学校に通学又は入学予定の方とする。

(報告等)

第18条 事業所は、その定める方法によって適宜運営方針又は保護者への要請事項等の報告を行う。

(児童の来所及び帰宅)

第19条 児童の来所及び帰宅は、保護者が送迎を行うことを原則とする。

(入会)

第20条 入会を希望する児童の保護者（以下「入会希望者」という。）は、事業所に入会申込書を提出するものとする。所定の入会申込書に必要事項を記入及び押印の上、必要書類を添えて事業所に提出するものとします。

- 2 入会希望者は、入会申し込みに関わる必要事項について真実を記入しなければならないものとし、万が一虚偽の記載があった場合には、事業所は当該入会希望者の入会を拒否する場合がある。また、入会承認後であっても虚偽の申告等が発覚した場合には、事業所は当該会員の会員資格を一時的に停止し、又は除名出来るものとする。
- 3 会員は入会時に、児童の食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害の有無等を事業所に申し出る必要がある。万が一、事前に申し出なかったことにより発生したトラブルや実損害については、事業所は一切の責任と損害賠償の責を免れるものとします。

(契約)

第21条 契約期間は毎年4月1日（※ 年度途中での入会の場合は、入会日）より、翌年3月31日までを1契約年度とする。契約の延長については、双方（事業所又は入会者）からの申し出がない場合には、前年度と同一条件にて更に1年間契約を更新し、以後も同様とする。

(会員の停止・除名)

第22条 事業所は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を一時停止若しくは除名することが出来るものとする。この場合に会員は、会員として属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合には、直ちに事業所に完納するものとする。

- (1) 本規約等に違反した場合
- (2) 料金の支払いを怠った場合
- (3) 事業所の運営を妨害した場合
- (4) 事業所の信用を毀損した場合
- (5) 事業所の財産を侵害した場合
- (6) 他の会員の身体、財産、名誉、信用等を毀損した場合
- (7) 各種法令又は公序良俗に違反し、犯罪に結びつくような行為をした場合
- (8) 事業所の趣旨に著しく反するような行為をした場合
- (9) その他、事業所の運営に支障があると判断した場合

(休会)

第23条 特別な事情により休会する場合には、事業所に休会届を提出の上行うものとする。休会期間は2カ月を限度とし、既払月利用料金については原則払戻しが出来ないものとする。

2 休会期間が2カ月を経過した場合には、自動的に退会したものとみなす。

(退会)

第24条 会員が退会する場合は原則として、1カ月前までに退会届を事業所に提出しなければならない。この場合既払月利用料及び年会費については、原則払戻しが出来ないものとする。

2. 会員より退会手続きが執られない場合でも、以下の場合は自動的に退会となります。

- (1) 小学校を卒業した時
- (2) 正当な理由がなく、2カ月以上利用料金の支払いがなされない場合
- (3) 主観的な理由から、事業所の信用及び信頼を失墜させるような言動、行為等を周囲に対して行い、将来的にも改善される見込みがないと事業所が判断した場合
- (4) その他、会員に事業所の運営上不適切と判断される行為が認められた場合

3 上記(2)から(4)に定める事由により退会した場合で、事業所運営上の信用及び信頼を失墜させるような言動、行為等を周囲に対して行った結果、事業所に損害が生じた場合には、実損害額に応じて損害賠償請求を行う。

(保険制度への加入等)

第25条 予期しない事故などが発生した場合に、事業所は公的な組織ではない為、その事故責任及び賠償責任等を事業所、支援員等、保護者に求めることは困難であることから、その対応として保険制度に加入する。

2. 保険制度加入により発生する保険料は、児童1人につき年間1,800円を、通常の利用料とは別に会員が負担するものとする。

(変更の届出)

第26条 会員は、届出会員情報に変更があった場合には、速やかに事業所に所定の方法にて変更の届出を行うものとする。

(育成支援時の傷病等への対応)

第27条 支援員等は、育成支援中の傷病防止には最善の注意を払うものとし、万が一の発生時には以下の通りに対応するものとする。

- (1) 怪我に関しては、応急処置のみ行う。
 - (2) 病気に関しては、安静処置のみ行う。
 - (3) 症状が重篤と思われる場合には、近隣医療機関の受診又は救急車の手配を行う。
2. 場合によっては、保護者にお迎えをお願いすることがある。

(学級閉鎖、休校時等の対応)

第28条 新型インフルエンザ等の流行に伴い、学級閉鎖が実施された場合や、大規模地震又は台風等に伴う自然災害により休校が実施された場合などには、登校出来ない会員に限り午前中からの育成支援を行う。但し利用に際しては、別途スポット料金が発生するものとする。

2. 前項に関わらず、以下の場合には育成支援を行うことが出来ない。

- (1) 新型インフルエンザ等の感染症の大規模な流行に伴う休校等

- (2) 会員、若しくは同居のご家族が、新型インフルエンザ等の感染症を発症している、又は発症の恐れが高い場合
- (3) 大規模震災その他、激甚災害が予想される事態に伴う休校等、又はそれにより施設が被害を受け安全な育成支援が実施出来ない場合
- (4) その他、会員の身体生命に危険が及ぶと予想される場合

(免責事項)

第29条 会員の以下の行為により発生した損害に対しては、事業所は一切の補償を行わないものとする。

- (1) 会員児童の健康状態等に関して、事前の相談や連絡がない状態で発生した損害等
- (2) 通常時を超える高価な物品や、装飾品等の損傷や紛失に関わる一切の問題
- (3) 会員児童の持ち込んだ玩具や、文具の損傷や紛失に関わる一切の問題
- (4) 会員児童同士の物品や、現金の貸し借りに関する一切の問題
- (5) 高額な現金の紛失
- (6) 当施設の管理外で発生した会員同士のトラブル
- (7) 止むを得ない事情で発生した、サービス時間の変更等で生じた損害等

(サービス内容等の変更)

第30条 事業所は、会員に事前通知した上でサービス内容並びに名称を変更することが出来るものと
する。

(料金の改定)

第31条 事業所は会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動又は経営上の理由により、入会金又は月会費、その他料金を隨時改定出来るものとする。。

(施設の廃止・利用の制限)

第32条 事業所は、天災地変、法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、
経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合には、施設及びサービスの一部を廃止し、又その利用を制限することが出来るものとする。施設を閉鎖した場合には、事業所は全ての会員を退会させ出来るものとする。またそれに伴い、会員に発生した損害に対する補償は、一切行わないものとする。

(サービスの提供の中止)

第33条 事業所は会員に事前通知をした上で、サービスの全部又は一部の提供を中止することが出来るものとする。

2. 事業所はサービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとする。

(個人情報)

第34条 事業所は、会員の個人情報を以下の目的の為にのみ利用するものとする。

- (1) 会員の本人確認のため

- (2) 入会審査等の手続きのため
 - (3) サービスの提供、イベント、会費等に関するお知らせ
 - (4) 緊急時の連絡、問い合わせ、その他諸対応
 - (5) 事業所内の活動の広報活動のため
 - (6) その他、会員から得た同意の範囲内での利用
2. 事業所は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内において、個人情報を業務委託先に預託することが出来るものとする。この場合には業務委託先との契約において、本規約に基づく事業所の業務使用時と同等の義務を負わせるものとする。
3. 事業所は会員の同意を得ることなく、前項で定める業務委託先以外の第三者に会員の個人情報を開示及び提供しないものとします。
4. 前項に関わらず、以下の場合には事業所は当該処分の定める範囲内で個人情報を開示することが出来るものとする。
- (1) 会員児童の身体生命に危険が生じると判断される場合。この場合には、捜査機関又は医療機関に限り、情報を開示及び提供をする。
 - (2) 刑事訴訟法第218条（令状による捜査）その他、同法の定めに基づく強制処分が行われた場合

(規約の変更)

第35条 本規約に定める内容は、予め告示の上変更する場合ある。

- 2. 前項で定める告示は、事業所の定める方法で行うものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第36条 会員と事業所との間で紛争が生じ、その解決の為裁判手続きを執る必要が生じた場合は、福島地方裁判所郡山支部を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(雑 則)

第37条 この規約に定めるもののほか、事業所の運営上必要な事項については、必要に応じて事業所が別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年8月21日から一部改定、施行する。